

< 注意喚起情報 >

台風被害に便乗した不審な電話や訪問にご注意を！

令和3年2月3日

鹿児島県内の建物共済加入者の方々に対し、自治体の職員や保険請求代行業者を装う者から「火災保険の加入があれば、国から補助金が出ます。」「台風による建物損害の保険請求業務を代行します。」「保険会社からお金が出ます」といった、内容の不審な電話が相次いで発生しているようです。

台風・大雨による損害に対する補償は保険契約の内容にもよりますが、保険金の支払対象か否かを最終的に判断するのは修理業者ではなく保険会社の鑑定人です。

修理業者の「保険が使える」「実質無料で修理できる」といった言葉を鵜呑みにせず、契約する保険会社や消費生活センターなどに相談するようにしましょう。

悪質業者や詐欺等にひっかからないよう、火災保険の契約内容をあらためてご確認いただき把握しておくこと、損害発生時にはすみやかに保険会社に通知していただきますことをお願い致します。

【事例1】 (女性の声で氏名を名乗らず)

「〇〇(自治体)の役所の者ですが、今年の台風・大雨により損害があり、どこかしら火災保険の加入があれば、国から補助金が出ます。」

【事例2】 (女性の声で)

「保険会社〇〇の者ですが、今年の台風・大雨により損害はありませんか？どこかしら火災保険の加入があれば、うちの会社で保険請求業務を代行しますので請求しましょう。」

【事例3】 (女性の声で氏名を名乗らず)

「火災保険の証書をお持ちですか？今年の台風・大雨により瓦1枚、少しでも損害があれば保険がおります。保険会社から電話がきますので待っていてください。」

(少しおいて男性の声で)

「保険会社の者ですが、今年の台風・大雨により損害があればお金が出ます。」